9.11豪雨被災者支援情報

被害を受けた住宅の修理費などを助成します

大崎市住宅等災害復旧事業（9.11豪　雨）

　申請の前に手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

内容　豪雨被害を受けた住宅の修理、解体、建築、購入、宅地の復旧をする場合、工事費用の一部を助成します。

補助金の割合　修理費などの10％（限度額20万円）

対象　次のすべてを満たす人

①自らが所有する住宅に居住する人

②市税の未納がない人

③10万円以上の修理工事を行う人

④工事が平成29年3月21日まで完了する人

⑤過去に豪雨被害の修理工事などで補助金を受けていない人

⑥豪雨被害のり災証明書を受けている人

申込　申請書に添付書類を添えて建築住宅課に申し込み

その他　申請の前に工事に着手したものは対象になりません。ただし、災害の日から３カ月以内に着手した緊急性のある工事の場合は、申請の前に工事に着手したものでも、対象になる場合があります。

加算金が受けられます

　大崎市住宅等災害復旧事業（9.11豪雨）の補助金の交付を受けた人に加算金を支給します。加算金の支給を受けるためには、申請手続きが必要です。詳しくは市ウェブサイトで確認するか、お問い合わせください。

建築住宅課建築指導係 23-8057

農地などの復旧を支援します

　豪雨被害を受けた農地などの復旧を支援しています。該当する場合は、早めに問い合わせや申請をお願いします。

　県の被災市町村復興支援交付金を活用し、補助率を増額しました。すでに申請している人も、新しい補助率で変更申請をお願いします。

　詳しくはお問い合わせください。

市個別農家が建設業者などに委託して復旧した場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 変更前 | 変更後 |
| 補助率 | 委託経費の1割以内の額 | 委託経費の3割以内の額 |
| 上限額 | 10万円まで | 30万円まで |

②農地保全活動組織（行政区・集落営農組織など）が復旧した場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 変更前 | 変更後 |
| 補助率 | 経費の3割以内の額 | 経費の5割以内の額 |
| 上限額 | 30万円まで | 50万円まで |

必要なもの　交付申請書、被災箇所位置図、収支予算書、見積書、内訳書、被災状況写真

※すでに復旧事業を完了した人や業者依頼済みの人も補助対象とします。

申込　4月20日まで、農林振興課、各総合支所地域振興課に申し込み

農林振興課農村整備係 23-2318

暮らし

犯罪予防を心がけましょう

　住居への忍び込みや車上狙いの被害が増加しています。

　外出や外泊、就寝のときは、家の戸締りを確認しましょう。また、車には鍵をかけ、貴重品は車内に置かないように心がけてください。

古川警察署 22-2311　　防災安全課交通防犯担当 23-5144

交通安全県民総ぐるみ運動

運動期間　4月6日～15日

運動の基本　子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

①自転車の安全利用の推進

②後部座席を含めたすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③飲酒運転の根絶

防災安全課交通防犯担当 23-5144

国保などの一部負担金免除期間が終了しました

　東日本大震災に係る大崎市国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者の医療費の一部負担金免除期間は3月31日で終了しました。

　なお、東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう帰還困難区域などの被災者は、一定の要件で平成29年2月28日まで延長されます。

保険給付課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当　23-6051

水道24時間ワンストップサービス電話窓口の開始

　水道に関する問い合わせを24時間受け付ける「水道24時間ワンストップサービス電話窓口」を4月1日に開始します。

電話窓口　大崎水道サービス㈱　0120-366-171

水道部管理課　24-1112

マイナンバー（個人番号）カードの交付に関するお知らせ

　マイナンバーカードは、申請件数が多数のため、申請から交付まで相当の期間がかかります。交付準備が整った順に連絡をしていますので、申請後は連絡をお待ちください。

交付場所　市役所本庁舎北会議室1階（4月15日まで）、大崎市健康管理センター3階（4月18日から）、各総合支所市民福祉課

市民課住民記録係 23-6079

住宅の改修費を補助します

　申請の前に手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

バリアフリー改修

　65歳以上の人や障害者（3級以上の下肢・体幹の機能障害など）が居住する住宅に、バリアフリー改修工事（手すりの取り付け、床の段差解消、滑り防止の為の床材などの変更、扉から引戸への変更、和式便器から洋式便器への変更）を行う場合に補助金を交付します。

補助の割合　工事費の40%～100%

（限度額20万円）

便所などの水洗化

　住宅と下水道などの接続や浄化槽を設置する10万円以上の工事を行う場合（付帯して行う便所・浴室などの改修工事を含む）に補助金を交付します。

補助の割合　工事費の10％（限度額20万円）

共通

対象　次のすべてに該当する人

①所有者が居住し、所有者に市税の滞納がないこと

②市内の業者が工事を行うこと

③工事が平成29年3月21日まで完了すること

その他　申請前に工事に着手したものは対象になりません。また、過去に特定の補助金（住宅リフォーム助成事業など）を利用している住宅は、対象にならない場合があります。

建築住宅課建築指導係 23-8057

国民年金保険料が変わります

平成28年度国民年金保険料（月額）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 定額 | 16,260円 |
| 定額+付加保険料 | 16,660円 |

　4月に1年分の納付書を送付しますので、各月の納付期限（翌月末日）までに納付してください。

前納（納付書払い）で割引になります

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前納 | 納付の額 | 前納額 | 割引額 |
| 1年 | 195,120円 | 191,660円 | 3,460円 |
| 6カ月 | 97,560円 | 96,770円 | 790円 |

前納期限　1年前納・6カ月前納上期（4月～9月分）：5月2日、6カ月前納下期（10月～3月分）：10月31日

古川年金事務所　23-1200　　市民課年金係　23-6079

学生納付特例申請を忘れずに手続きしてください

　国民年金保険料の納付が困難な学生は、納付が猶予されます。希望者は市民課年金係、各総合支所市民福祉課、古川年金事務所で手続きをしてください。

　平成27年度に該当していた人で平成28年度も在学予定の人には、申請書（はがき）が送付されます。必要事項を記入し、4月中に返送してください。在学している学校に変更がある人や、はがきが届かない人は、再度申請をしてください。その場合、在学証明書や学生証の写しが必要です。

　申請が遅れると、不慮の事故や病気で障害になったときに、障害基礎年金を受給できない場合があります。

古川年金事務所 23-1200　　市民課年金係 23-6079

ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう

　ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先に開発された医薬品と同じ有効成分の医薬品です。効果は同一ですが、先発医薬品より値段が抑えられます。

　市では、大崎市国民健康保険の加入者に、「後発医薬品利用差額通知」を送付します。服薬中の慢性疾患などの医薬品をジェネリック医薬品にした場合の自己負担の軽減額が記載されていますので、主治医と相談し、ジェネリック医薬品を活用しましょう。

　なお、被保険者証に貼付するジェネリック医薬品の希望シールを、保険給付課で配布しています。

保険給付課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当　23-6051

国の退職金制度を活用しませんか

　中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、中小企業の退職金を国が支援する制度です。新規加入や掛け金を増額する場合は、一部を国が助成します。詳しくはお問い合わせください。

勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 03-6907-1234